

平成19年度
建設情報収集等管理調査
報告書
＜インド編＞

2008年3月

委託者：国土交通省総合政策局

受託者：財団法人 建設経済研究所

ま え が き

本報告書は、平成19年度に国土交通省総合政策局国際建設経済室より、財団法人建設経済研究所が委託を受けて実施した建設情報収集等管理調査の結果を取りまとめたものである。

今回の調査の目的は、サービス貿易（建設分野）の日インド経済連携協定交渉が開始され、建設分野における情報収集が不可欠となってきたので、対象国の建設業及び政府調達制度等に関する法制度について幅広く調査するものである。

この報告書が、サービス貿易（建設分野）の日インド経済連携協定交渉の一助となるとともに、日系の建設企業の戦略的な海外展開を支援し、国際競争力の強化につながれば幸いである。

なお、本調査に際しては、国土交通省総合政策局国際建設経済室をはじめとして、現地日本大使館、JICA事務所、現地で活躍される建設会社、会計事務所の皆様に多大なご支援、ご協力を賜った。報告書を取りまとめるにあたって、心から感謝の意を述べさせていただきます。

平成20年3月

財団法人 建設経済研究所

平成19年度 建設情報収集等管理調査報告書（インド法令調査等）

目次

1. インドの概況と調査対象—法的位置づけ等.....	1
2. 会社登録.....	1
2.1 外資規制概要.....	1
2.1.1 外国直接投資禁止業種.....	2
2.1.2 出資比率規制がある業種.....	2
2.1.3 規制が緩和されている業務.....	2
2.2 外資規制と建設業.....	2
2.2.1 一般的な建設請負業.....	2
2.2.2 開発事業.....	3
2.3 会社登録実務.....	3
2.3.1 概要.....	3
2.3.1.1 現地法人.....	3
2.3.1.2 支店.....	3
2.3.1.3 駐在員事務所.....	4
2.3.1.4 工事事務所.....	4
2.3.2 設置手続き（非上場会社（Private Company）の建設請負業に限定）.....	4
2.3.2.1 現地法人.....	4
2.3.2.1.1 各州の会社登記局への申請.....	5
2.3.2.1.2 インド準備銀行への報告.....	5
2.3.2.2 駐在員事務所.....	5
2.3.2.3 工事事務所.....	5
3. 建設業免許制度.....	5
3.1 産業ライセンス概要.....	5
3.1.1 ライセンスが義務付けられている産業.....	6
3.1.2 小規模企業用産業に指定されている品目.....	6
3.1.3 規制地域への進出.....	6
3.2 産業ライセンスの建設業への適用の可否.....	6
4. 入札制度.....	6
4.1 入札制度の概要.....	6
4.1.1 国際競争入札.....	6
4.1.2 インド国内業者だけによる入札.....	7
4.2 入札参加資格の格付けとその登録実務.....	7

4.3 入札手続	8
4.4 事前資格審査制度・格付け制度等	8
5. 工事契約に関する制度	9
5.1 国際入札制度下での公共工事	9
5.2 国内入札制度下での公共工事	9
5.3 民間工事	9
6. 税制	9
6.1 税制概要	9
6.2 税制の内容	10
6.2.1 法人税（国税）	10
6.2.2 最低代替税（国税）	11
6.2.3 配当税（国税）	11
6.2.4 付加給付税（国税）	12
6.2.5 個人所得税（国税）	12
6.2.6 中央販売税（国税）	13
6.2.7 州販売税（州税）	13
6.2.8 州付加価値税（州 VAT）（州税）	13
6.2.9 中央サービス税（国税）	15
6.2.10 物品税（国税）	16
6.2.11 関税（国税）	17
6.2.12 越境税（州税）	18
6.2.13 Octroi 税（市税）	18
7. 調査を踏まえた課題	18
7.1 外資規制及び拠点設立手続き	18
7.2 契約条件	18
7.3 税制	19
7.4 その他の問題となっている点	19
関連 URL リスト	20
法令リスト	20
参考資料	20

1. インドの概況と調査対象－法的位置づけ等¹

インドは、連邦共和国制を採用のうえ、大統領を国家元首とし、各州が独自の立法府（二院制）、行政府（内閣）、司法府（裁判所）を持っている。首都はデリーで、政治機能は全て首都に集約されているものの中央銀行にあたるインド準備銀行（Reserve Bank of India）を含め経済活動の中心は、商業都市ムンバイに集中している。面積は3,287,263平方キロメートル（日本の約8.8倍）、人口は1,037,000千人（2001年10月1日時点）、連邦公用語はヒンディー語であるが、準公用語として英語が幅広く用いられている。宗教は、大多数がヒンドゥ教（82.7%）で、イスラム教（11.2%）、キリスト教（2.6%）と続く。

2006年の名目GDPは、8,262億米ドル²で、一人当たりのGDP（名目）は796.72米ドル（日本の約2%）であるが、2003年より7.5%を超える高い経済成長を続けており、今後もこの成長は続くものという見方が強い。

今回の調査は、前回調査（平成16年度建設情報収集等管理調査「インド」）に続くもので、前回の調査でカバーされていなかった州単位での調査に重点をおいている。調査対象としたのは、インドの最大の都市であり商業の中心である都市ムンバイ（マハラシュトラ州）とIT関係企業が集まる都市バンガロール（カルナータカ州）の2州（以下、両州）について、中央政府の制度と役割を踏まえつつ、調査を実施した。

2. 会社登録

2.1 外資規制概要

インドでは従来、外国企業の支店活動及び外資出資比率40%以上の現地法人を規制してきており（Foreign Exchange Regulations Act (1973)）、最初に政府の承認が必要であったが、1990年代に入ると、新産業政策により35種の産業は出資比率が51%に緩和され、インド準備銀行への登録手続きは必要としながらも、政府への申請は自動承認となった。

（Foreign Exchange Management Act(1991)）

その後、段階的に外資規制も緩和されてきており、2007年12月現在では、一部の業種（Press Note No.4 Annex Section1（2006 Series）³を除き⁴、100%外国資本であっても自動承認される仕組みに緩和されてきている⁵。

また、連邦政府と両州政府とでの外資規制に関する取り扱いについて特別な違いは見られなかったため、以下、両州をまとめて報告する。

¹ データはJETRO Web 概況によるhttp://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/basic_01/?print=1

² 海外経済データ（内閣府経済財政分析統括官付海外経済担当編、2007.12）を2006年平均為替レートでドル換算

³ Press Note とは、インド連邦政府商工省内の産業政策推進局が必要に応じて発布する通達、ガイドラインであり、法令ではないが、実務上の拘束力を有する。－当研究所の河田・中川が2007年12月17日にインド連邦政府商工省産業政策局から聴取。

⁴ 法令資料編参照

⁵ 但し Press Note は頻繁に更新が行われるので、最新の規制情報はインド連邦政府商工省のウェブを参照することをお勧めする。<http://www.dipp.nic.in/>

2.1.1 外国直接投資禁止業種⁶

1. 小売業（但し単一ブランド商品の小売を除く）
2. 原子力
3. 宝くじ
4. ギャンブル
5. 農林業
6. 移転可能開発権利の売買

2.1.2 出資比率規制がある業種

Press Note No.4 Annex（2006 Series）によると、防衛機器、保険、出版業の一部、航空分野、通信、民間銀行業務などは、100%出資は認められず、一部規制の対象となっている。

2.1.3 規制が緩和されている業務

Press Note No.4 Annex（2006 Series）によると、上記の禁止業種または一部出資比率規制の対象業種以外については、原則100%の外資による投資を承認しており、その手続きも、事前に外国投資促進委員会（Foreign Investment Promotion Board：FIPB）の承認を得る必要はなく、インド準備銀行（Reserve Bank of India：RBI）への届出だけで自動承認される制度となっている（Automatic Route）。しかし、外資による持株会社を設立する場合には業種にかかわらず、自動承認ルートは適用されず、外国投資促進委員会（FIPB）への事前承認が必要である点、注意を要する⁷。但し、持株会社の傘下である事業遂行会社については、上記の定めによって、規制を受ける業種と受けない業種に分かれ、それぞれ規制の度合いが異なる。

2.2 外資規制と建設業

一般的な建設請負業と開発事業とでは、外資規制の内容に下記のような差異がある。

2.2.1 一般的な建設請負業

2.1外資規制概要で述べたPress Note No.4 Annex（2006 Series）に特別に記載がないので、一般的な建設請負業のみを行うのであれば、外資規制の対象とはならない。つまり、100%の外国資本であっても、インド準備銀行への届出（自動承認ルート）だけで済む仕組みになっている。

⁶ Press Note No.4 Annex Section1（2006 Series）に明記のない5番、6番については当研究所の河田・中川が2007年12月17日にインド連邦政府商工省産業政策局に確認。

⁷ 当研究所の河田・中川が2007年12月17日にインド連邦政府商工省産業政策局に確認。

2.2.2 開発事業

Press Note No.4 Annex SectionIV S.N.11 (2006 Series)にある通り、条件付で100%の外国出資は可能であるとされており、その条件を資本金10百万ドル以上かつ住宅開発であれば10ヘクタール以上またはビル建築であれば建築面積5万m²以上でなければならないとしている。

2.3 会社登録実務

2.3.1 概要

建設業を含む日系企業のインド市場への進出形態としては、①現地法人（100% wholly owned subsidiary, joint venture company）、②支店（branch）、③駐在員事務所（liaison office）、④工事事務所（project office）が可能となっている点は前回調査から変更はない。また、調査を行った両州に関しても連邦政府の規定と異なる点はなかった。

会社登録の根拠となる法律は、外国為替管理法（Foreign Exchange Management (establishment in India of branch or office or other place of business) Regulations, 2000）及び会社法（The Companies Act, 1956）である。各進出形態の詳細は、下記の通りである。

2.3.1.1 現地法人

建設請負業については、上述の通り、外資規制の適用を受けないので100%外資による現地法人の設立が可能である。設立後は原則として、インド国内企業と同様の扱いを受ける。

インドの会社形態は、無限責任会社（unlimited company）、保証有限会社（company limited by guarantee）、株式会社（company limited by sharers）の3つに分類される。日系の建設請負業者であれば、株式会社以外を選択することは稀であると考えられ、株式会社についてのみ取り上げる。また、株式の公開如何によって、公開会社（Public Company）と非公開会社（Private Company）とに分かれるが、前者は、会社法の規定をこと細かに遵守する必要があり、営業開始当初の事務負担が増大することも予想され、建設請負業者が進出する際は、非公開会社として事業をスタートさせ、業績が向上した段階で公開会社へ組織変更するのが一般的と思われる。

2.3.1.2 支店

支店の業務範囲は、下記の分野に限定されている。従って建設工事の請負を主な業務とする支店の設置はできない（Foreign Exchange Management (establishment in India of branch or office or other place of business) Regulations, 2000 Schedule I）。但し、建設関係のコンサルティング業務や建設資材の輸出入を行うのみの支店であれば設置は可能である。

- ・モノの輸出入
- ・自由職業、コンサルティング

- ・ パテント関連調査
- ・ 技術・資金協力の促進
- ・ 本社の代理及び販売活動に関しての代行
- ・ ITサービス及びソフトウェア開発
- ・ 本社の提供した製品に対する技術サポート
- ・ 外国の航空、船舶会社

2.3.1.3 駐在員事務所

あくまでもビジネス情報の収集業務と本社の代理行為ができるだけで、直接的・間接的な商工業の業務はできない。事務所は外国からの送金によってのみ維持されなければならない。駐在員事務所の業務範囲は、下記の分野に限定されているので、建設情報を収集するだけの駐在員事務所の設置は可能だが、建設工事の請負業務はできない。(Foreign Exchange Management (establishment in India of branch or office or other place of business) Regulations, 2000 2. e) 及びSchedule II)

- ・ 本社の代理行為
- ・ 輸出入の促進活動
- ・ 本社とインド企業との技術・資金協力の促進活動
- ・ 本社とインド企業との連絡拠点活動

2.3.1.4 工事事務所

外国企業がインド側との契約によりプロジェクトの実行を行う場合で、次のいずれかのケースであれば工事事務所の設置が可能となっている。従って援助案件、本邦からの投資に係る工事案件等は工事事務所を設置して、施工が可能である。(Foreign Exchange Management (establishment in India of branch or office or other place of business) Regulations, 2000 5.)

- ・ プロジェクトが直接又は間接に外国からの送金によってなされる場合
- ・ プロジェクトが国際金融機関の出資によりなされる場合
- ・ プロジェクトが適切な機関により許可されている場合
- ・ 契約先機関・企業が公的金融機関又はインド国内の銀行によるローンを受けている場合

2.3.2 設置手続き（非公開会社（Private Company）の建設請負業に限定）

2.3.2.1 現地法人⁸

⁸ 各申請フォームは電子化された e-Form も用意されているので、実際の登録申請時には、インド当局へ再度問い合わせを行う必要がある。e-Form 取得先は法令編参考資料を参照。申請書類はあくまでも参考情報として法令資料編に掲載。

2.3.2.1.1 各州の会社登記局への申請

建設請負業に限定した手続きなので、外国投資推進委員会（FIPB）の事前承認が必要のない手続きを踏むことになる。手続きの根拠法は、インド会社法（The Companies Act, 1956）の規定（ROC: Register of Company）にしたがって設立手続きを行う。

- ①企業登録局への会社名称の登録申請（Form No. -1A 提出）
- ②登記および会社本社の所在地の決定
- ③会社設立までの覚書、基本定款・付属書類の作成
- ④会社名の承認を受けてから進出する州の会社関係登記局に下記の書類を作成のうえ提出
・基本定款（Memorandum of Association）、付属書類（Articles of Association）、Form 1（会社法で規定された手続きの完了宣誓書）、Form 18（登録された会社の住所の通知）および Form 32（会社役員の詳細）

会社を非公開会社にする場合は設立許可証の受領後、直ちに事業に入ることができるが、公開会社の場合は設立許可証の他に、企業登録局の事業開始認可証取得後となる。また、営業を開始する前に税務当局に対して税番登録申請を行い、税番も取得する必要がある。

2.3.2.1.2 インド準備銀行への報告

会社登記局から設立証明を受領したら、30日以内に株主は資本金を振り込む必要があり、資本金受領後速やかにインド準備銀行へ所定の報告を行うことが義務付けられている。また、資本の受領を受けて即、株式を株主へ発行するが、その際も30日以内にインド準備銀行へ所定の報告書を提出する必要がある。

2.3.2.2 駐在員事務所

申請手順は、①インド準備銀行への申請（Form FNC1）を行った後、②会社登記局への登録申請（Form 44）を行い、③税番申請を行ったのち営業を開始することになる。

2.3.2.3 工事事務所

設置手続きは、上記駐在員事務所設置手続きと同様の手順を踏むが、インド国内で工事を進めるために必要な契約が既に本店側で締結済みであることが条件として加わる。

3. 建設業免許制度

3.1 産業ライセンス概要⁹

産業ライセンスは、1951年産業開発及び規制法（Industries Development & Regulation Act, 1951）にて定められたが、規制緩和が進み、現在では下記3分類に該当する産業のみがライセンス取得の対象となっている。

⁹ インド連邦政府商工省 http://www.dipp.nic.in/manual/fdi_manual_11_2006.pdf 産業ライセンス欄参照

3.1.1 ライセンス取得が義務付けられている産業

- ・アルコール飲料の蒸留と醸造産業
- ・タバコ産業
- ・電子航空産業（Electronic Aerospace）と防衛設備
- ・産業火薬類
- ・有害化学物質生成産業

3.1.2 小規模企業用産業に指定されている品目

工場及び機械類への資本投資が1000万ルピーを超えない場合に小規模と看做される。小規模企業は、州政府の産業センターに登録することで、あらゆる品目を製造することができる。

3.1.3 規制地域への進出

製造業が工場立地を行う際に規制を受ける地区が列挙されており、その地区へ立地する場合には産業ライセンスが必要となる。

3.2 産業ライセンスの建設業への適用の可否

建設業を特に規制する免許制度はなく、上記の産業ライセンスにも建設業が含まれるという記載はないので、民間工事を遂行する場合、建設業請負業を規制する免許制は現時点ではない。¹⁰しかし、電気設備工事を行うような場合は、入札資格審査の段階で、電気設備免許の取得要請を行っている公共事業の発注元もあるので¹¹、事前に公共事業の発注元の公示している規定を調査し、必要な免許を取得しておくことが必要である。

4. 入札制度

4.1 入札制度の概要

インドでは、基本的に下記の2つの入札方式を採用している点は前回の調査と特段の変更はみられなかったが、前回調査の際報告した中央公共事業庁（CPWD）の建設工事競争参加資格審査の要件が一部緩和されていたので、詳細は4.2で報告するが、はじめに総論として入札制度の概要を以下に報告する。

4.1.1 国際競争入札

世界銀行、その関連機関、または多国籍機関から融資を得て大型プロジェクトを進める場合は、国際競争入札の制度を選択することになる。背景としては、このような国際機関

¹⁰ 当研究所の河田・中川が2007年12月17日にインド連邦政府商工省産業政策局から聴取。

¹¹ 当研究所の河田・中川が2007年12月17日にデリーにて中央公共事業庁から入手した資料参照（Rules of Enlistment of Contractors in CPWD, 2005 Appendix-34 Section 14.0 Electrical License）。

からの資金援助プロジェクトの場合は国際入札ガイドライン（ICB）に準拠して国際入札が義務付けられているからである。後述するが、このような国際入札制度実施時に使用される契約条件は、FIDICかこれに準じた国際機関が策定している契約条件でプロジェクトを進めることになる。

4.1.2 インド国内業者だけによる入札

中央政府、その関連機関の公共部門担当部局は、中央公共事業庁（CPWD）のマニュアルに準拠し入札を進める。一般的な入札は、日本の指名競争入札のように、発注官庁が事前に建設業者のランク付けをし、それに基づいて発注官庁が選んだいくつかの業者に入札への参加を呼びかけ、競争させる方式である。しかし、最近では州によりその規模に差があるものの、大規模工事になると一般競争入札を採用する場合も増えてきている。

また、各州政府は、中央公共事業庁（CPWD）のマニュアルに従う義務はないが、制度の内容は、カルナータカ州とマハラシュトラ州ともほぼ同じ制度であった。

4.2 入札参加資格の格付けとその登録実務

中央公共事業庁（CPWD）の公共工事を受注しようとする者は、CPWDに業者登録する必要がある。登録は、業種毎にクラス分けされ、入札金額の上限が決まっている。また過去5年間の必要工事实績、必要保有技術者や必要機材など詳細な条件がある。このリスト登録期間は4年間であるが、今回の調査で確認できたが、2005年時に発表した各種条件の一部を緩和しており（図表4-1）、クラスIの資格が取得しやすくなった。また、工事経歴に関しては、中央公共事業庁では、インド国外の工事实績についても工事経歴として適正に審査対象とする運用面の確認が行えたが、カルナータカ州、マハラシュトラ州では、審査対象とすかどうかということについて明確な回答はなく、インド国内外の権威のある当局からの工事实績証明書があれば、その時点で再度検討するとの回答であった。

なお、1億ルピー以上の工事については、事前入札資格審査をその都度行い、入札に参加できる建設会社を選定するという制度になっている。

カルナータカ州とマハラシュトラ州の両州についても、小規模工事について同種の制度を用いて入札参加資格のランク付けとその登録を行っているが、ほとんど中央公共事業庁と同じ制度であった。ただ1点、カルナータカ州のリスト登録期間は、中央公共事業庁と異なり、4年ではなく5年であるという指摘をカルナータカ州公共事業省より受けた。

図表4-1 土木工事の入札参加資格審査要件

Civilの例 (Rules of Enlistment of contractors in CPWD,2005 Table I)

分類	クラス	入札上限金額	過去5年の工事実績	保有技術者
Civil	I	1億ルピー	1. 3つの工事(内2つは建築工事であること)が、それぞれ1千500万ルピー以上、または2つの建築工事が3千万ルピーで残りの1つが8千万ルピー 2. 道路実績だけの場合、3つの工事(内2つは道路工事であること)が1千500万ルピー以上、または2つの道路工事が3千万ルピーで残りの1つが8千万ルピー	a) 土木の計画、設計等 5年 以上の経験を持っている学卒1人 b) 2年 の経験を持つ学卒 1人 c) 5年の経験を持つ専門卒 1人 d) 2年 の経験を持つ専門卒 2人
	II	2千万ルピー	1. 3つの工事(内2つは建築工事であること)が500万ルピー以上、または2つの工事がそれぞれ750万ルピーで少なくとも1つは建築工事。または1つの建築工事が1千500万ルピー 2. 道路実績だけの場合、3つの工事(内2つは道路工事であること)が500万ルピー以上、または2つの工事が750万ルピーで、1つの工事は1千500万ルピーの道路工事が必要	a) 最低5年の経験を持っている学卒1人 c) 専門卒2人で、1人は少なくとも5年の経験を持つ
	III	600万ルピー	3つの工事(内1つは建築工事であること)がそれぞれ1千500万ルピー	学卒1人で最低3年の経験を持つ
	IV	250万ルピー	3つの工事がそれぞれ600万ルピー	専門卒1人で最低3年の経験を持つ
	V	70万ルピー	2つの工事が200万ルピーであること、もしくは1つの工事が400万ルピー	なし

4.3 入札手続

国際競争入札の場合は、事前資格審査を実施し、その審査に合格した入札企業が、施工計画含む技術提案書 (technical bids) と工事金額が記載された価格提案書 (financial bids) とを区別して提出する (Two envelope方式)。そのうえで、技術面を優先して審査がなされる。その後、技術面に優れた入札企業の価格提案書のみ開封が行われ、原則、経済的に優れている方が落札者となる制度を採用している。(一部は、技術提案書と見積書の両方を同時に開封して、総合的に審査して最終落札者を決定する場合もある。)

一方、国内業者のみによる入札の場合も、国際競争入札とほぼ同じ手順を踏むようになってきたが、一般的にまずランク付けを参考にして、10~12社に入札参加を呼びかけることから始まり、事前資格審査により募集企業から5~6社に絞り込んで、再度入札書類 (技術提案と価格提案) の提出を求める。その後、技術提案について審査し、技術的に優れた入札企業と個別の交渉を重ね、価格も含め総合的な判断を行って落札者を決定する。しかし、それほど大型でない工事の場合は、建設工事競争参加資格審査でランク付けされ登録されているリストの中から発注者側で適正業者を選択のうえ、価格提案書のみ提出させる入札制度も混在しているのが現状である。

4.4 事前資格審査制度・格付け制度等

国際競争入札では、まず、事前資格審査が行われるのが一般的である。発注事業の内容に照らして、事業の規模 (size)、実績 (track record)、技術力 (special skill) 及び業者の財務内容 (Financial Condition) を勘案して入札参加数を絞り込む。

格付けに関しては、国の制度としては存在しないが、事業主体ごとに業者を格付けしたリスト (internal list) を作成している場合が多く、州政府の場合、各州が独自に工事規模のランクに対応させて、建設業者を格付けしている場合が多い。カルナータカ州とマハラシュトラ州ともほぼ同じ制度で運用している。

5. 工事契約に関する制度

5.1 国際入札制度下での公共工事

4.1.1 国際競争入札でも述べたように、FIDICの約款を使用して、工事を管理するのが一般的である。

5.2 国内入札制度下での公共工事

中央政府 統計・社会資本整備省 (Ministry of Statistics and Infrastructure Implementation) がガイダンスとして国内工事契約標準約款 (Contract Document for Domestic Bidding) を公開しているが、法的にその約款を使うことは義務付けられておらず、各中央省庁、各州で独自の契約約款を用いてプロジェクトを進めている。しかし、どの約款も国際工事で一般的に使用されているFIDICの契約条件を基本としてインドの地理的条件を加味しているに過ぎず、FIDICと大差ないというのが現状である。カルナータカ州とマハラシュトラ州とも同じようにFIDICを基礎として一部修正している約款¹²を使用している。

5.3 民間工事

特に中央政府が規制をかけている部分は見当たらなかった。実際に日系企業同士の工事の場合 (施主が日系の製造業で、施工者が日系の建設業の場合)、FIDIC約款を使うこともあれば、日系企業同士の契約事務手続きを円滑に進めるために、民間 (旧四会) 連合協定工事請負契約約款を基本としてそれを英語版に手直しのうえ、工事を進めているところもあると現地で聴取した。

6. 税制

6.1 税制概要

国税に関しては、直接税が法人税、個人所得税、間接税がサービス税、中央販売税、物品税である。また、輸入時には関税が課税されるうえ、州から別の州へ、市から別の市へ物品を移動する際には、それぞれ別途、越境税、Octroi税が課税される仕組みになっている。その他、印紙税、固定資産税、会社登録時の登録手数料、プロフェッショナル税なども、上記諸税に比べれば金額として大きくはないが、租税公課支出費用として建設請負業を営む法人は認識しておく必要がある。その他に、日印租税条約の改正も2006年行われており、インド現地法人から親会社への配当金からの源泉徴収率に関しても2006年6月28日より15%から10%へ減額された点は前回調査からの変更点である。¹³

また、州間接税であるが、基本的に両州とも州税に関し、税率含め差異は少なかったの
で、建設請負業を営む際に関連すると思われるものを以下に項目ごとに取り上げ、差異が

¹² 参考資料編 カルナータカ州財務省発行 建設工事標準入札手続様式参照。

¹³ 日印租税条約 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy180530a.pdf>

見られたものについては、その部分を詳しく報告することにしたい。

なお、連邦政府財務省にてGoods & Service Taxという現在の複雑な間接税の一本化に関する議論が進められており、2010年を目処に立法すべく、両州にても専門部会をつくり、議論しているとのことである¹⁴。統合される税金の種類は、州付加価値税 (Value Added Tax)、州販売税 (Sales Tax)、連邦物品税 (Excise Duty)、連邦サービス税 (Service Tax) の4種とのことである。

6.2 税制の内容¹⁵

6.2.1 法人税 (国税)¹⁶

インド国内の法人 (インドの地元企業の他に、外国資本100%で設立した現地法人含む) と外国企業 (支店、工事事務所) とでは、課税の範囲と税率とに違いが生じる。

課税範囲は、インド国内の法人は、全世界所得での課税が義務付けられているが、外国企業は、インドで建設請負工事を遂行した部分のみが所得の課税対象となる点が異なる。

また、税率はインド国内の法人の方が低く設定されており、外国企業には、高い税率が課せられている。

実効税率の計算方法であるが、基本税率以外に教育目的税 (Education Cess)、暫定教育税 (Secondary and Higher Education Cess)、追加割増税 (Surcharge) の上乘せがあり、最終的な実効税率は図表6-1の通りとなる。

図表6-1 法人税の実効税率一覧表

法人税：課税対象期間：4月1日から翌年3月31日迄

2007年12月31日現在

適用法：所得税法および財務法(2007) The First Schedule Part I

通貨: インドルピー	基準 %	教育目的税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増率 %	実効税率 合計 %
現地法人 (100%外国資本の現地法人含む)					
法人税 (Rs10百万ルピー未満)	30	2	1	0	30.90
法人税 (Rs10百万ルピー以上)	30	2	1	10	33.99
外国法人 (支店または工事事務所)					
法人税 (Rs10百万ルピー未満)	40	2	1	0	41.20
法人税 (Rs10百万ルピー以上)	40	2	1	2.5	42.23

また、移転価格税制度も現在、OECDガイドラインに沿って認められているが、帳簿の管理、報告含め厳格に決められており、勅許会計士の証明も必要となる。この法的手続きに従わなかった場合には、10万インドルピーのペナルティーが科されることになるので (所得税法271BA)、専門の会計事務所と事前に十分協議しておくことが必要である。

¹⁴ 当研究所の河田・中川が2007年12月19日にカルナータカ州商業税務局、2007年12月20日にマハラシュトラ州販売税局から聴取。

¹⁵ 原則2007年11月30日現在の諸税法に基づいている。税法全般について、2007年12月17日にKPMG India Private Limitedから聴取。

¹⁶ 所得税法、財務法(2007)参照。

6.2.2 最低代替税（国税）

一般的には、上記6.2.1法人税（国税）の実効税率で計算した税金を国税へ納税することになるが、会計上の当期利益に10%を乗じて算出した法人税額と比較して後者（最低代替税）が前者（法人税）を超過するような場合は、当該最低代替税を納税することになる。

また、法人税と同様、教育目的税（Education Cess）、暫定教育税（Secondary and Higher Education Cess）、追加割増税（Surcharge）の上乗せがあり、最終的な実効税率は図表6-2の通りとなる。

図表6-2 最低代替税の実効税率一覧表

最低代替税MAT:課税対象期間：4月1日から翌年3月31日迄

2007年12月31日現在

適用法：所得税法および財務法(2007) The First Schedule Part I

通貨:インドルピー	基準 %	教育目的税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増率 %	実効税率 合計 %
現地法人(100%外国資本の現地法人含む)					
最低代替税MAT	10	2	1	10	11.33
外国法人(支店または工事事務所)					
最低代替税MAT	10	2	1	2.5	10.56

6.2.3 配当税（国税）

現地法人が株主（親会社）へ配当金を送金する場合、他国では一般的に、現地法人が株主の配当から源泉徴収を行い残金のみを株主へ送金し、源泉徴収分は国税へ納税するというのが一般的な手続きだが、インドでは異なる。現地法人は株主へ源泉徴収せず全額払いださなければならないが、一方で、自己資金にて配当税を捻出して国税へ納税するという制度を採用している。よって、配当を受領する側のインド国内の株主が受領した配当は、非課税扱いとなり、所得税の対象とならない。しかし、株主が海外に住居しているのであれば、その株主（親会社）は、居住国（日本）の税法に従い、課税を受けることになる。

なお、現地法人と外国企業との間での実効税率の違いはないが、法人税同様、教育目的税（Education Cess）、暫定教育税（Secondary and Higher Education Cess）、追加割増税（Surcharge）の上乗せがあり、最終的な実効税率は図表6-3の通りとなる。

図表6-3 配当税の実効税率一覧表

配当税:課税対象期間:4月1日から翌年3月31日迄

2007年12月31日現在

適用法:所得税法および財務法(2007) The First Schedule Part I

通貨:インドルピー	基準 %	教育目的税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増率 %	実効税率 合計 %
配当税DDT	15	2	1	10	16.995

6.2.4 付加給付税(国税)

会社から雇用者に対しての便益提供(飲食費の支給や海外への出張旅費など)に要した費用は、付加給付税の対象となる。税率は便益提供の種類により異なるが、基本税率が30%であり、法人税同様、教育目的税(Education Cess)、暫定教育税(Secondary and Higher Education Cess)、追加割増税(Surcharge)の上乗せがあり、最終的な実効税率は図表6-4の通りとなる。

図表6-4 付加給付金の実効税率一覧表

付加給付金:課税対象期間:4月1日から翌年3月31日迄

2007年12月31日現在

適用法:所得税法115条WA(115WC(1) a~e)

通貨:インドルピー	基準 %	教育目的税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増率 %	実効税率 合計 %
現地法人(100%外国資本の現地法人含む)					
付加給付金FBT	30	2	1	10	33.99
外国法人(支店または工事事務所)					
付加給付金FBT	30	2	1	2.5	31.67

6.2.5 個人所得税(国税)

インドでは居住者と非居住者とで個人所得税の取り扱いが異なり、かつ、日印租税条約も締結されていることから、①非居住者、②非通常の居住者、③通常の居住者、④インドで課税されない自然人の4パターンに分かれるが、解釈・定義等の問題もあるので、国際税務専門家と事前に十分協議して課税の有無を確認しておく必要がある。それぞれの違いは下記の通りである。

- ①非居住者・・・インド国内で受け取った(発生した)所得には課税される。
- ②非通常の居住者・・・インド国内と国外の両方の所得があり、国外所得がインドでの役務提供分を含んでいるのであれば、その分も課税対象とされる。
- ③通常の居住者・・・全世界所得での課税となる。
- ④インドで課税されない自然人・・・インドでは課税されない。

また、累進課税制度となっており、その税率は、法人税同様、教育目的税(Education Cess)、暫定教育税(Secondary and Higher Education Cess)、追加割増税(Surcharge)の上乗せ

を考慮すると、図表6-5の実効税率となる。

図表6-5 個人所得税の実効税率一覧表

個人所得税：課税対象期間：4月1日から翌年3月31日迄

2007年12月31日現在

適用法：所得税法および2007年改正財務法 The First Schedule Part I

通貨：インドルピー	基準 %	教育目的税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増率 %	実効税率 合計 %
0-145,000 (女性)	0	0	0	0	0.00
0-195,000 (65歳以上の居住者)	0	0	0	0	0.00
上記以外の居住者					
0-110,000	0	0	0	0	0.00
110,001-150,000	10	2	1	0	10.30
150,001-250,000	20	2	1	0	20.60
250,001-1,000,000	30	2	1	0	30.90
1,000,001	30	2	1	10	33.99

6.2.6 中央販売税（国税）

同一州の中だけで物品の売買がなされたような場合は、この中央販売税は課税されないが、二つの州を越えるような場合には、州内の州付加価値税（州VAT:州によって税率は異なる）と中央販売税（3%）とで低い方の税率が採用されることになる（8条）。しかし、この適用も所定の書類を提出しなければ適用とならず、逆に高い税率を適用されてしまうということにもなりかねないので、税専門家との事前の打ち合わせが必要となる。

また、建設資材の搬入で、州を越える度に当該中央販売税の課税がなされる可能性も想定されるので、その対策として、2重の課税を回避することができる仕組みになっている。しかし、これも法定書類の整備が必要で、不備があると2重課税回避とならないので十分注意が必要である。また、法人税のような教育目的税 (Education Cess)、暫定教育税 (Secondary and Higher Education Cess)、追加割増税 (Surcharge) の上乘せはない。

6.2.7 州販売税（州税）

カルナータカ州、マハラシュトラ州とも既に州付加価値税（州VAT）へ移行しており、唯一、州付加価値税（州VAT）への移行を実施していなかったウッタラプラデーシュ州も、2008年1月1日より州付加価値税（州VAT）へ移行したので、州販売税を維持している州はなくなった。

6.2.8 州付加価値税（州VAT）（州税）

・カルナータカ州¹⁷

2005年4月1日より、州販売税を廃止し、州付加価値税（州VAT）へ移行した。この税金は物品の売買の際、その価格に課税されるもので、日本の消費税とほぼ同一の税金である。

¹⁷ 当研究所の河田・中川が2007年12月19日にカルナータカ州商業税務局から運用面について確認。

税率は品目によって異なるが、法人税のような教育目的税 (Education Cess)、暫定教育税 (Secondary and Higher Education Cess)、追加割増税 (Surcharge) の上乗せはない。税率の詳細は図表6-6の通りで、品目は州付加価値税法 SECOND SCHEDULE (1%)、THIRD SCHEDULE (4%)、FOURTH SCHEDULE (20%)、4条 b項 (12.5%) に列挙されている。

図表6-6 カルナータカ州付加価値税 (州VAT) の実効税率一覧表

カルナータカ州 付加価値税(VAT) : 月次申告

2007年12月31日現在

根拠法 : VAT法

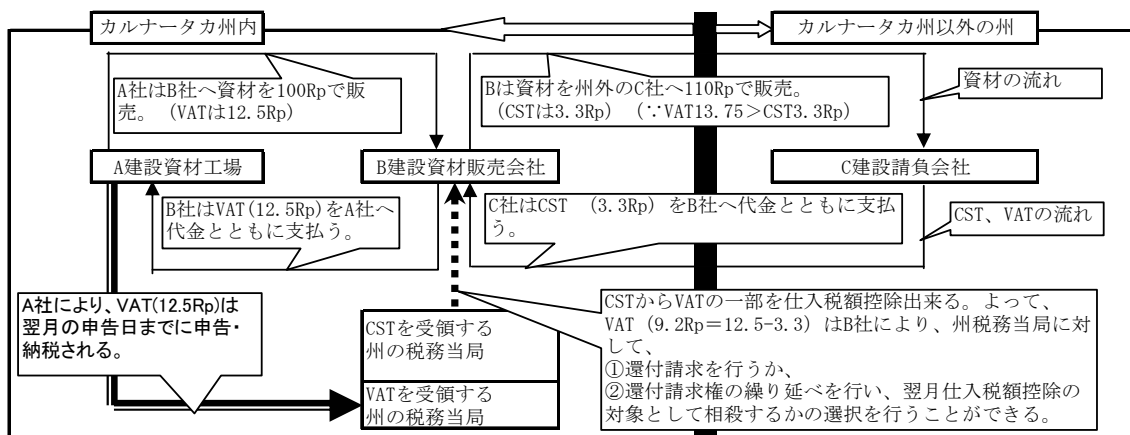
	基準 %	教育目的税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増率 %	実効税率 合計 %
基準税率(VAT法 4条b項)	12.5	0	0	0	12.50
金銀、宝石類他(VAT法 4条a1項)	1	0	0	0	1.00
天然食材や溶接棒他 (VAT法 4条a2項)	4	0	0	0	4.00
麻醉薬、糖蜜他(VAT法 4条a3項)	20	0	0	0	20.00

また、建設業であれば、発注者からの受取州VATから材料業者への支払州VATを控除することは (仕入税額控除)、可能である。その他に州を越えての建設材機材の調達をおこなったような場合、上述の通り (6.2.6中央販売税)、州VATの税率と中央販売税の税率の低い方を実効税率として採用し税額を計算することが許されているが、このケースでも、還付請求 (受取額が支払額より少なかった場合) または、仕入税額控除の制度を利用できる。(図表6-7)

図表6-7 中央販売税とカルナータカ州付加価値税 (州VAT) の関係図

中央販売税と州VATとの関係を簡単なモデルで解説

前提条件: 州付加価値税 (州VAT) は12.5%とし、中央販売税 (CST) は3%とする。CSTを採用する法的な要件は全て完備しているものとする。



・マハラシュトラ州¹⁸

2005年4月1日、ボンベイ販売税法（1959年）を廃止し、同日付で州付加価値税法（州VAT法）の発効となった。税金の仕組みは日本の消費税とほぼ同じで、物品の売買の際の付加価値へ課税するものである。よって、中間のVAT登録企業は、原則、付加価値分に対する課税分のみ申告・納税すればよく、実務的には、仕入税額控除制度を利用することになる。日本と異なり、品目により、実効税率が異なるので、事前に、税専門家に相談のうえ、法令を確認しておく必要がある。また、法人税のような教育目的税（Education Cess）、暫定教育税（Secondary and Higher Education Cess）、追加割増税（Surcharge）の上乗せはない。税率の詳細は図表6-8の通りである（VAT法 Schedule B～E参照）。

図表6-8 マハラシュトラ州付加価値税（州VAT）の実効税率一覧表

マハラシュトラ州 付加価値税(VAT)：2007年12月31日現在

申告：登録初年度は四半期ベース、それ以降は金額に応じて、半年、四半期、月次による申告となる

根拠法：VAT法

	基準 %	教育目的 税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増 率 %	実効税率 合計 %
General Rate	12.5	0	0	0	12.50
ダイヤ、パールの宝石など	1	0	0	0	1.00
生活必需品、通信・電子機器類	4	0	0	0	4.00
アルコール品	20	0	0	0	20.00
ガソリンなど(ムンバイエリア以内)	28	0	0	0	28.00
ガソリンなど(ムンバイエリア以外)	27	0	0	0	27.00
軽油など(ムンバイエリア以内)	28	0	0	0	28.00
軽油など(ムンバイエリア以外)	25	0	0	0	25.00

また、上記州VATの申告・納税の頻度であるが、州VAT登録を行った初年度に関しては、四半期（3ヶ月ごと）での申告・納税でいいのだが、次年度からは、前年度のVAT納税額により、3つのパターンに分かれる。①1Lakh¹⁹（100,000インドルピー）未満の場合は、半年ごと、②1Lakh以上10Lakh未満の場合は、四半期ごと、③10Lakh以上の場合は、毎月申告・納税を行うことになっている。

その他の特徴としては、インドルピー受取州VATと支払州VATとを相殺する仕入税額控除の仕組みも利用でき、また、受取中央販売税から支払州VATの控除も可能である点は、カルナータカ州VAT制度と同様である。

6.2.9 中央サービス税（国税）

中央サービス税は、96のサービスに対して課税される国税であり、建設請負サービスもその対象となっている。（1994年財政法 5章 65条 25(b) 建設請負契約）税率は、暫定的

¹⁸ 当研究所の河田・中川が2007年12月20日にマハラシュトラ州販売税務局から運用面について確認。

¹⁹ インドでの一般的に用いられる単位で、1Lakh=100,000単位である。

に高くなってきており、現在は12%となっている。また、法人税同様、教育目的税 (Education Cess)、暫定教育税 (Secondary and Higher Education Cess) の上乗せを考慮すると、図表6-9の実効税率となる。

図表6-9 中央サービス税の実効税率一覧表

中央サービス税：月次申告

2007年12月31日現在

根拠法：財務法(1994) 5章 66条 及び改正財務法(2004) 65条25b項

	基準 %	教育目的税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増率 %	実効税率 合計 %
中央サービス税実効税率	12	2	1	0	12.36

なお、建設請負工事では、材料工賃込みの契約を行うのが一般的であり、その場合、材料部分に課税される州付加価値税 (州VAT) と工賃 (サービス) 部分に課税されるサービス税との算出が複雑になる。従って、材料工賃込みの建設請負工事に関しては3つのカテゴリーがサービス税法上存在し、そのどれに該当するかによって税金の算出額がかわってくる。原則としては材料費と工賃を明確にわけて材料費の購入には州付加価値税 (州VAT)、工賃には中央サービス税を課するのが一般的だが、発注者や下請との契約金額をわけるのが難しいという場合には、契約金額に規定の掛け率を掛けてさらに中央サービス税額 (12.36%) をかけたり、契約金額に直接規定の掛け率を掛けたりして中央サービス税額を算出する。しかし、どの方法が一番問題ない金額かどうかは、税の専門家と協議してきちんと検証する必要がある。

6.2.10 物品税 (国税)

製造業者が出庫時に通常の販売価格に上乗せして販売し、購入者から回収のうえ、納税するというものである。建設業に関連するところでは、インド国内で製造された資機材を直接製造業者から購入する場合、既に購入価格に含まれている点、入札の見積もり時の情報として、認識をしておくべきである。

また、法人税同様、教育目的税 (Education Cess)、暫定教育税 (Secondary and Higher Education Cess) の上乗せを考慮すると、図表6-10の実効税率となる。

図表6-10 中央物品税の実効税率一覧表

中央物品税：月次申告

2007年12月31日現在

根拠法：中央物品税法(1944)及び中央物品税税率法(1985)

	基準 %	教育目的 税 %	教育税 暫定税率 %	追加割増 率 %	実効税率 合計 %
基準税率	16	2	1	0	16.48
その他法令に記載のあるもの	8	2	1	0	8.24
小型車以外の乗用車	24	2	1	0	24.72

6.2.11 関税（国税）

インド国外から建設資機材を輸入する際、国際的なHS(Harmonized System)コードで分類して関税の基本税率としている。その他に、追加関税（相殺関税とも言う）や特別追加関税、教育目的税などが加算され、最終の実効税率が算出される。詳細な計算式は図表6-11の通りである。

図表6-11 関税の実効税率一覧表

関税

2007年12月31日現在

根拠法：関税法(1962)及び関税税率法(1975)

	関税税率	関税額	計算式
輸入品価格	-	100.00	
荷役費用(固定)	-	1.00	1% 付加
基本関税率(最大) (BCD)	10 %	10.10	基本関税額
		111.10	輸入品価格 + 1% 付加 + 基本関税額 ----(1)
追加関税(相殺関税) (CVD)	16.48 %	18.31	CVD=(1)*16.48%=(16%+16%*3%) 16.48% =16%+(16% X 教育目的税 3%)
		129.41	輸入品価格 + 1% 付加 + 基本関税額 + 追加関税 ----(2)
教育目的税 No.2 (EC)	3 %	0.85	関税額小計(=BCD+CVD)*3%
		130.26	輸入品価格 + 1% 付加 + 基本関税額 + 追加関税 + 教育目的税NO.2 ----(3)
特別追加関税 (ADC)	4 %	5.21	特別追加関税額 ----(4) (=輸入品価格 + 1% 付加 + 基本関税額 + 追加関 税 + 教育目的税NO.2)*4%
全関税込みの輸入品額		135.47	(3)+(4) ----(5)
関税実効税率 %		35.47	(5) - (100:輸入品価格)

6.2.12 越境税（州税）

・カルナータカ州

法令で定められている物品が販売目的、消費または工事へ投入されることを目的として州境を超えてカルナータカ州へ入って来る場合、徴税される州税である。建設業に関連するものであれば、ガソリン、軽油、アスファルトタール、ビチューメンの税率5%であり、バイクや自動車などは12.5%課税される²⁰。また、教育目的税やその他の税の上乗せはない。

・マハラシュトラ州

カルナータカ州同様、法令で定められている物品が販売目的、消費または工事へ投入されることを目的として州境を超えてマハラシュトラ州へ入って来る場合、徴税される州税である。建設業に関連するものであれば、自動車などは12.5%課税される²¹。また、教育目的税やその他の税の上乗せはない。

6.2.13 Octroi税（市税）

Octroi税は、市レベルで課税される税金で、課税対象となる物品がOctroi税を採用している市に入ってくる段階で課税される。建設業であれば、国内調達する資機材を遠方から調達した場合、このOctroi税の納税金額を十分把握しておくことが必要である。また、税率に関しては、市によって異なるので、その点も事前に市へ問い合わせるか税の専門家へ確認しておくことが必要である。

7. 調査を踏まえた課題

7.1 外資規制及び拠点設立手続き

建設請負業を営むだけなら、規制もなく比較的容易に仕事を開始できる市場ではあるが、実際に工事を受注する為には、現地有力建設業者との協力・連携が必要のようで、法人格を取得する際に、どのようなフォーメーションで事業を営むか十分検討する必要がある²²。

また、拠点設立の手続きだが、各州の事務処理に要する時間に差異があるようで、法令で決められた期限内に拠点の設立手続きが終了しない場合もあり、拠点設立時のスケジュールは、進出企業側で十分事前検討しておく必要がある²³。

7.2 契約条件

国際建設工事では当たり前権利として認められているクレーム（契約条件の変更にもなう単価と工期の見直し）をインド側発注者サイドで、なかなか認めず、仲裁手続きに

²⁰ 詳細は参考資料編参照。

²¹ 詳細は参考資料編参照。

²² 当研究所の河田・中川が2007年12月19日にカルナータカ州公共事業省から聴取。

²³ 当研究所の河田・中川が2007年12月17日にデリーにて現地日系建設会社（大手・準大手）から聴取。

進むケースもある注23。また、発注者側の一方的な都合で、支払い条件の変更が決定され、建設会社への支払いが滞ることもあり、工事を中断せざるを得ないケースもあるようなので24、仲裁に行かない自己防衛策（パートナリングの提案、FIDIC 契約であればエンジニアへの客観的かつ正当性のある適切なアプローチの継続、クレーム専門家の早期雇用の検討、係争リスク含めたりスクマネージメントの強化など）の検討を十分に行うことが必要である。

7.3 税制

2010年に予定している間接税の統合までは、問題はあっても複雑な税務処理を継続する必要があり、その為には、会計・税務専門家を月次単位で雇用（外注契約含む）しなければならない。その分企業にとってコスト負担が増大する点、拠点設立前に十分認識し進出計画に盛り込んでおく必要がある。

また、VATの還付制度は存在するものの、還付が実現するまでに要する時間が長く、キャッシュフローに支障を来たす場合もある25ので、仕入れ控除ができない月のキャッシュフロー管理には注意する必要がある。

7.4 その他の問題となっている点26

- ・優秀な現地のエンジニアの数が建設中の工事の数に比べ、総じて少ないため、優秀なエンジニアの確保が困難になり、工事遂行に支障を来たしているばかりでなく、品質確保も困難になってきている。
- ・上記のようなエンジニアの不足を補うべく、インド人以外の外国人（日本人を除く外国人）を投入しようとしても当局より許可がでにくい環境にある。
- ・労働法およびその関連法の規定が厳しく、労働争議が起こりやすい環境にある。
- ・建設業は経験工学という側面を持ち合わせており、経験豊富なインドの下請けが少ない現状を鑑み、インドの下請の技術力と信頼度を見極め、育てていくには、相当時間がかかり、進出、即、収益向上となるような楽観的な流れにはならない。

24 当研究所の河田・中川が2007年12月20日に在ムンバイ総領事館の経済担当の方から聴取。

25 当研究所の河田・中川が2007年12月17日にデリーにて現地日系建設会社（大手・準大手）から聴取。

26 当研究所の河田・中川が2007年12月17日にデリーにて現地日系建設会社（大手・準大手）から聴取。

関連URLリスト

- ①会社設立
- ②外資規制
- ③Contractors License
- ④ビジネス税法関連
- ⑤政府調達

法令リスト

- ①Press Note No. 4 Annex (2006 Series)
- ②Foreign Exchange Management (establishment in India of branch or office or other place of business) Regulations, 2000 and amendment, 2003
- ③The Companies Act, 1956 (Index and Companies Incorporated Outside India Sec591-608)
- ④カルナータカ州 公共調達法 (1999)
- ⑤所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書
- ⑥所得税法 (国税) - Index
- ⑦財務法 (Index and The First Schedule) (国税)
- ⑧中央販売税
- ⑨財務法 Chapter V 中央サービス税 (国税)
- ⑩中央物品税法 (国税) - Index1944 and ChapterII Sec. 3 and 中央物品税税率法1985, Part-I
- ⑪関税法 (国税)
- ⑫カルナータカ州VAT法 (Index and Sec3-4、First Schedule-Fifth Schedule)
- ⑬カルナータカ州越境税 税率早見表 (2007年-2008年)
- ⑭マハラシュトラ州VAT法 (Index and Schedule)
- ⑮マハラシュトラ州越境税 (自動車)

参考資料

- ① Form 1A - Application Form (No. -1A) for Availability of Name (THE COMPANIES ACT, 1956)
- ② Form 1- Declaration of Compliance with the Requirements of the Companies Act, 1956, on application for Registration of a Company [Pursuant to section 33(2)]
- ③ Form 18- Notice of Situation/Change of Situation of Registered Office [Pursuant to the Companies Act, 1956, section 146]
- ④ Form 32- Particulars of Appointment of Directors and Manager and Changes among them [Pursuant to the Companies Act, 1956, Section 303(2)]

- ⑤ Form 44- Documents delivered for registration by a foreign company[Pursuant to the Companies Act, 1956, Section 592]
- ⑥ FNC 1- to be submitted to Reserve Bank of India for establishment of Branch, Liaison Office, and Project Office pursuant to the Foreign Exchange Management (establishment in India of branch or office or other place of business) Regulations, 2000
- ⑦ 統計・社会資本整備省 プロジェクト監督局 発行 国内工事契約標準約款 (目次)
- ⑧ Rules of Enlistment of Contractors in CPWD, 2005 Appendix-34 Section 14.0 Electrical License
- ⑨ Table - I Enlistment Rules 2005
- ⑩ カルナータカ州 入札図書一式 (大型工事)
- ⑪ マハラシュトラ州 建設工事競争参加資格審査登録の手続きを定めた決定書
- ⑫ マハラシュトラ州 入札図書一式 (公共事業)

インド 外資規制

項目名	関連URL
Foreign Direct Investment (Press Notes)	http://www.dipp.nic.in/

インド 会社設立

項 目 名	関 連 U R L
The Companies Act, 1956	http://www.mca.gov.in/MinistryWebsite/dca/actsbills/pdf/Companies Act 1956 Part 1.pdf http://www.mca.gov.in/MinistryWebsite/dca/actsbills/pdf/Companies Act 1956 Part 2.pdf
Foreign Exchange Management (Establishment in India of branch or office or other place of business) (Amendment) Regulations, 2003	http://www.rbi.org.in/Scripts/BS FemaNotifications.aspx?Id=1416
Foreign Exchange Management (Establishment in India of branch or office or other place of business) Regulations, 2000	http://www.rbi.org.in/Scripts/BS FemaNotifications.aspx?Id=176
電子フォーム (Form1A、Form1、Form18、Form32、Form44) (会社登録局宛申請フォーム)	http://www.mca.gov.in/MinistryWebsite/dca.html/downloadeforms/Download eForm choose.html
Form No. -1A Application Form for Availability of Name (THE COMPANIES ACT, 1956)	http://www.and.nic.in/C charter/dcand/avaname.htm
1 FORM NO.1 THE COMPANIES ACT, 1956	http://www.vmandaonline.com/forms/FORM NO 1.PDF
2 FORM NO.18 THE COMPANIES ACT, 1956	http://www.vmandaonline.com/forms/FORM NO 18.PDF
3 FORM NO.32 THE COMPANIES ACT, 1956	http://www.vmandaonline.com/forms/FORM NO 32.PDF
支店・駐在員事務所・工事事務所設立申請フォーム (FNC1) (インド準備銀行宛申請フォーム)	http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Forms/PDFs/form-fnc1.pdf

インド Contractors License (Industrial License)

項 目 名	関 連 U R L
産業ライセンス	http://www.dipp.nic.in/manual/fdi_manual_11_2006.pdf

インド Contractors License (Industrial License)

項 目 名	関 連 U R L
産業ライセンス	http://www.dipp.nic.in/manual/fdi_manual_11_2006.pdf

インド ビジネス税法関連

項 目 名	関 連 U R L
日印租税条約(改正議定書)の発効について(財務省発表)	http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy180530.htm
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書	http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy180530a.pdf
PROTOCOL AMENDING THE CONVENTION BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDIA FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION	http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy180530b.pdf
所得税法(国税)	http://law.incometaxindia.gov.in/TaxmannDit/DisplayPage/dpage1.aspx
財務法(国税)	http://law.incometaxindia.gov.in/TaxmannDit/DisplayPage/dpage2.aspx?md=12
財務法(国税) 2007 The First Schedule	http://indiabudget.nic.in/ub2008-09/fb/bill81.pdf
中央販売税法(国税)	http://finmin.nic.in/the_ministry/dept_revenue/rtiman/salestax/sales-tax%20Folder/CSTAct1956.pdf
Cenvat Credit Rule2004 (受取物品税と支払サービス税との相殺控除規定あり)	http://finmin.nic.in/law/CENVATcreditrules2004.pdf
財務法(国税: サービス税)	http://www.servicetax.gov.in/st-actmainpg.htm
中央物品税(1985)	http://www.cbec.gov.in/excise/cx-act/cx-acts.htm http://www.cbec.gov.in/excise/cx-tariff0607/cxt0607-idx.htm
中央物品税(1944) セクション3	http://www.cbec.gov.in/excise/cx-act/cx-act-idx.htm
関税(1962) 12条	http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/formatted-htmls/cs-act-ch5.htm
関税税率(1975) First Schedule	http://www.cbec.gov.in/customs/cst-0708/chap-1.pdf
関税税率(1975) Secound Schedule	http://www.cbec.gov.in/customs/cst-0708/cst-act-rules-interpret.pdf
カルナータカ州税法一覧	http://ctax.kar.nic.in/enactments%20Administered%20by%20CTD.htm
カルナータカ州税法VAT法	http://www.karnataka.gov.in/dpal/pdf_files/Value%20Added%20Tax-32%20of%202004-English.pdf

インド ビジネス税法関連

項 目 名	関 連 U R L
カルナータカ州越境税法	http://www.karnataka.gov.in/dpal/pdf_files/TAX%20ON%20ENTRY%20OF%20GOODS%20ACT,%201979%20(V)%20(Bookmark).pdf
マハラーシュトラ州VAT法	http://www.mahavat.gov.in/mahavat/acts-mvataacts.html
マハラーシュトラ州VAT法 税率表	http://www.mahavat.gov.in/mahavat/SCHEDULE_as_on_29_11_06.pdf
マハラーシュトラ州越境税法(車両)	http://www.mahavat.gov.in/mahavat/notification/upload/00009-00145.html
マハラーシュトラ州越境税法(ガソリン)	http://www.mahavat.gov.in/mahavat/acts-metopgnotifiedact.html
マハラーシュトラ州プロフェッショナル税税率	http://www.mahavat.gov.in/mahavat/acts-professiontaxact.html

インド 政府調達関連

項 目 名	関 連 U R L
インド中央公共事業省 Works Manual	http://cpwd.nic.in/manualvolume2.pdf
統計プログラム実施省 インフラプロジェクト監視局 契約標準約款	http://mospi.nic.in/mospi_pi_contract_document.htm
カルナータカ州財務省(公共調達制度法)	http://www.kar.nic.in/finance/trans/transact.pdf
カルナータカ州財務省(公共調達制度政令)	http://waterresources.kar.nic.in/TRANSPERANCY_ORDINANCE.htm
カルナータカ州財務省(公共調達制度規則)	http://www.kar.nic.in/finance/trans/tranall.pdf
マハラシュトラ州公共事業省	http://www.mahapwd.com/